



# 島根県報

令和3年4月9日(金)

号外第49号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

## 告 示

## 島根県告示第293号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	本庄福富松江線	松江市朝酌町字岩汐1262番3地先から同1264番3地先まで	前	メートル 10.35～ 25.98	メートル 44.65	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	25.98～ 29.50	44.65		
〃	大田井田江津線	江津市波積町本郷255番4地先から同町北186番1地先まで	前	A 6.00～ 9.50	600.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ解消 市道移管
		江津市波積町本郷209番3地先から同町北189番内1地先まで		B 11.20～ 45.00			
				後 B	11.20～ 45.00		

## 島根県告示第294号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市長沢町口978番8地先から同市四見町澄川イ2250番4地先まで	メートル 504.00	令和3年 4月9日	益田県土整備 事務所	
県道	窪田山口線	出雲市佐田町佐津目1031番3地先から同番7地先まで	45.51	令和3年 4月30日	出雲県土整備 事務所	
〃	斐川上島線	出雲市斐川町大字阿宮2266番1地先から同20番3地先まで	150.66	令和3年 4月28日		
〃	大田井田江津線	江津市波積町本郷209番3地先から同町北189番内1地先まで	1,018.07	令和3年 4月9日	浜田県土整備 事務所	